



各 位

平成 28 年 10 月 20 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役会長兼取締役社長 CEO 益子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 事業管理本部長
北村 康一
(T e l . 0 3 - 3 4 5 6 - 1 1 1 1)

**臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定
並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 10 月 20 日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催及び本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、平成 28 年 12 月 14 日開催予定の本臨時株主総会における議決権を行使できる株主を確定するため、平成 28 年 11 月 4 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日： 平成 28 年 11 月 4 日
- (2) 公告日： 平成 28 年 10 月 21 日
- (3) 公告方法： 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/corporate/ir/stockinfo/koukoku.html>

2. 臨時株主総会予定日時及び開催場所

- (1) 開催日時： 平成 28 年 12 月 14 日午前 10 時
- (2) 開催場所： 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 1 番
幕張メッセ 幕張イベントホール

3. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

① 取締役定員の減員に伴う変更

当社は監督と執行を分離し、取締役の監督者としての位置づけを明確にするため、「CEO」を執行役員の最上位とする執行役員制度を導入しております。これに伴い、取締役の員数を適正規模にすべく、40 名以内から 15 名以内に減員します（別紙変更案第 18 条）。

② 取締役会招集者及び決議方法の変更

取締役会長に欠員又は支障あるときの招集者を代表取締役以外の取締役へ拡大します（別紙変更案第 22 条第 1 項）。また、決議方法を会社法の文言に対してより整合的になるように変更します（別紙変更案第 23 条）。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙添付のとおりであります。

(3) 日程

取締役会決議	平成 28 年 10 月 20 日
定款変更のための臨時株主総会開催日	平成 28 年 12 月 14 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 12 月 14 日 (予定)

以 上

別紙

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
第1条～第16条 (条文省略)	第1条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第17条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
(取締役の定員)	(取締役の定員)
第18条 本会社の取締役は <u>40</u> 名以内とする。	第18条 本会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。
第19条～第21条 (条文省略)	第19条～第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集)	(取締役会の招集)
第22条 (1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは取締役社長若しくは他の <u>代表</u> 取締役がこれに代わる。	第22条 (1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは取締役社長若しくは他の取締役がこれに代わる。
(2) (現行どおり)	(2) (条文省略)
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)
第23条 取締役会の議事は取締役の過半数出席し、その過半数により決する。	第23条 取締役会の議事は、 <u>議決に加わることができる取締役の過半数</u> が出席し、その過半数により決する。
第24条～第45条 (条文省略)	第24条～第45条 (現行どおり)

以上